

第77回国民体育大会競技施設整備基本方針

第77回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技施設は、第77回国民体育大会開催基本方針に基づき、「国民体育大会開催基準要項（公益財団法人日本体育協会）」が定める施設基準（以下「施設基準」という。）を尊重し、次のとおり整備する。

- 1 競技施設は、極力既存施設の活用に努める。
- 2 競技施設の整備を行う場合は、真に必要な施設に限定するとともに、施設基準等の弾力的な運用を関係機関に要請し、大会後においても地域住民に広く活用されるよう配慮する。
- 3 施設整備に当たっては、競技運営に支障がないよう、計画の段階から当該競技団体及び関係機関と十分協議するとともに、ユニバーサルデザインへの対応に努め、自然・環境・景観に十分配慮する。